

湯河原町告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
次のとおり手数料の徴収の事務を委託した。

令和 8 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

1 指定公金事務取扱者

(1) 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五丁目 8 番地の 1

かながわ西湘農業協同組合湯河原支店 支店長 梅原 嘉一

(2) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央四丁目 1 番地 1

かながわ西湘農業協同組合湯河原中央支店 支店長 横山 瑞規

(3) 神奈川県平塚市真田 6 3 4 番地 1

ゆがわら健康づくり共同事業体 代表者 東海体育指導株式会社

代表取締役 西久保 好生

2 委託した公金事務に係る歳入

湯河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年湯河原町条例
第 3 号) 第 7 条第 1 項に規定する、その他の一般廃棄物(粗大ごみ)の
収集手数料

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 公金事務の委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで